

# 虐待防止対策のための指針

医療法人社団 夕風会  
浮き雲訪問看護ステーション

## 1. 基本方針

浮き雲訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）では、利用者の尊厳と人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、虐待の発生防止、早期発見、早期対応、再発防止のために措置を確実に実施すべく本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待  
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄放任  
利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の責務を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待  
利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待  
利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者を介してわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待  
利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止のための具体的措置

- (1) 苦情処理の徹底  
事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。
- (2) 虐待防止検討委員会の設置  
①当事業所、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、虐待防止検討委員会の委員長は管理者とする（以下「委員長」という。）。また、当該者は、「虐待の防止に関する設置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。  
②委員会は、委員長の招集により、年1回以上開催する。  
③虐待防止委員会は、下記について審議する。  
ア 高齢者虐待防止の指針及びマニュアルの整備に関すること。  
イ 虐待防止のための職員研修計画の策定に関すること。  
ウ 虐待の予防及び早期発見に向けた取組に関すること。  
エ 虐待が発生した際の対応に関すること。  
オ 発生した虐待の原因分析及び再発防止策に関すること。
- (3) 職員研修の実施  
①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。  
②研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時は必ず実施する。

③研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存する。

(4) その他の取り組み

- ①虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ②職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③本指針等の定期的な見直しと周知

#### 4. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### 7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### 8. 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、2024年4月1日から施行する。